

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討 ワーキンググループ開催要綱

1 目的

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業はその営業の大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることから、衛生水準の向上を図り、国民生活の安定確保を目的として、予算、税制、融資制度を中心とする政策支援策が講じられてきた。

このうち、税制及び融資制度については、平成22年12月24日にとりまとめられた「生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書」において、活用実績が低調で政策資源の有効活用から問題であることや、活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討する場を設けることについて提言がなされたことから、有識者等関係者の参加を求めて「生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。

2 ワーキンググループの構成等

- (1) 生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

3 検討事項

- (1) 税制及び融資制度の活用支援方策の在り方について
- (2) 税制及び融資制度の有効的な制度の在り方について
- (3) その他

4 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が健康局生活衛生課と協議の上定めることとする。